

ウェブデザイン実務士教育課程ガイドライン

21.4.1 制 定

本協会におけるウェブデザイン実務士の資格認定を受けようとする場合は、「ウェブデザイン実務士資格認定に関する規程」をもとに教育課程を編成すること。更に詳しい授業内容については以下のガイドラインを参照のこと。なお、読替科目は（ ）で示した。例示科目、読替科目以外の科目を選択科目としてあてられる場合は、本協会資格教育課程審査常任委員会の承認を得なければならない。

教育目標

本資格は情報リテラシーの習得を前提に、インターネット利用技術に関する一定の専門的知識と技能を有し、HTMLなどの限られた技術と表現力を培い、ウェブページの制作や発信する情報の収集、時には他デザイナーなどへの外注管理をするコンテンツ・エディター（ウェブページ編集者）やウェブページ・プロデューサーの役割を担うスペシャリストの育成に主眼を置く。

I. 必修科目

インターネットの総括的な理解から、ウェブサイトの規格や使用する言語、文字・画像など情報の関連付けと視覚化、さらにサイト運営における著作権問題などを学ぶ。

ウェブデザイン I

ウェブの総括的な理解から、ウェブサイトの規格や使用する言語、文字・画像など情報の関連付けと視覚化、さらにウェブサイト運営および著作権問題などを学ぶ。

ウェブデザイン II

ウェブデザイン I の応用科目として設定する。HTMLの構成、タグ、フレーム活用、ページ移動、更に動画の利用などを学ぶ。

ウェブデザイン演習

ウェブデザイン関連科目で学んだ内容の集大成として、具体的なウェブページの作品制作に取り組む。テーマ企画、素材作成、インタラクション検討、知的所有権を含む情報倫理の再確認、及びプレゼンテーションを行う。なお、受講生の作品は一定期間各会員校のネット上に公開するものとする。

II. 選択必修科目

ウェブプログラミング演習

ウェブデザインを、ブラウザを通して表現し、機能させるためのプログラム法を学ぶ。HTMLのタグによる文書要素記述構造、Java、JavaScript、CGI等の概要と関係機能を学習し、代表的事例演習を通してより高度な表現と機能付加のための技能を修得する。

マルチメディア演習

マルチメディアの意義、用いられる技術・技法、専門言語、オーサリングツールの使用方法について学ぶ。

デザイン論

ウェブページを始め、人が得る情報のほとんどは視覚を入口として得られる。効果的で説得力のあるウェブページ作成のため、色彩の本質を理解するとともに、積極的に色彩をコーディネート、コントロールできることが好ましい。上記の目的を達成するために、まず色彩の測定方法と管理方法を理解させ、引き続き色彩心理、色彩計画について理解を深め、ウェブをデザイン

する上での基礎知識の修得をめざす。

Ⅲ. 選択科目

選択科目にあつては、ウェブデザイン実務士育成のための「情報リテラシー」教育であることに充分留意し、本協会の「情報処理関係教育課程ガイドライン」をもとに選定すること。

ウェブデザイン実務士資格認定に関する規程第3条の「必修科目『ウェブデザイン演習』の『作品のWeb上の公開』について

「ウェブデザイン演習」の「作品のWeb上の公開」に関しては、会員校より学生作品に使用した各種素材の「著作権」に関わる問題から、「公開」の範囲に関する質問及び要望がありました。

本資格は、インターネット利用技術やウェブページの制作に関する専門的知識と技能を有した、サイト運営に関するスペシャリストを目指し企画されております。学生の作品といえども、「ウェブデザイン実務士」を目指す者にとっては、当然、ウェブページにおけるプライバシーの尊重や著作権問題には十分な理解と管理意識なり管理技術の徹底が求められます。

各会員校において一定の評価を受けた作品の公開を必須とする演習科目を設けた意味も、広く一般に公開されるウェブページ本来の目的や性格を踏まえ、表現力と企画力を習得すると共に、ネット上で共有される情報の価値や重みを体験的に学ぶためであり、著作権問題に関する理解と管理意識・技術に関する十分な教育が前提となっております。

このような意味において、Web上の公開は、学内（イントラネット）だけでなく、広く一般に公開される事を想定しております。しかし、各会員校の諸事情により一般公開に至る諸環境が整わない場合、「作品のWeb上の公開」の意義を充分理解される事を前提に、以下の条件によって、当分の間、「作品のWeb上の公開」の範囲に「学内公開」を含むものとします。

1. 学内で閲覧可能な者が、「ウェブデザイン実務士資格認定」のための**教育課程を置く学科の学生、教職員に限定されない環境**であること。
2. 「学内公開」の大学は、ウェブデザイン実務士資格認定をうけている他大学から要望があった場合は、**教育研究の利用に限り、当該認定大学相互の学生の作品をCD-ROM、MO等のメディアにて交換**すること。
3. 作品の公開については、一般・学内いずれの場合においても、**著作権問題に関する理解と管理意識・技術に関する十分な教育を実施**し、公開にあたって生ずる問題については、当該大学が責任をもって対処すること。
4. 「作品のWeb上の公開」の時期は、一般・学内公開いずれの場合も、科目の評価の時期に合わせて1カ月から2カ月を目途とする。
5. 必要な規程は、当該各大学において制定して、それに則して判断すること。

なお、一般もしくは学内公開の選択については、教育課程認定申請の諸提出書類の内、「ウェブデザイン演習」科目のシラバス、あるいは「教育体系説明書（様式6）」いずれかに明示してください。

以上